

第21 移送取扱所

1 区分

(1) 移送取扱所とは

「移送取扱所」とは、配管及びポンプ並びにこれら附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって指定数量以上の危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）をいう（危政令第3条第3号）。

(2) 移送取扱所に該当しないもの

危険物の送り出し施設から受け入れ施設までの間の配管が一つの道路又は第三者（危険物の送り出し施設又は受け入れ施設の存する事業所と関連し、又は類似する事業を行うものに限る。以下同じ。）の敷地を通過するもので、次のア又はイに掲げる構造を有するものは、移送取扱所に該当しないものであること（昭和49年4月25日消防予第63号）（第21-1図参照）。

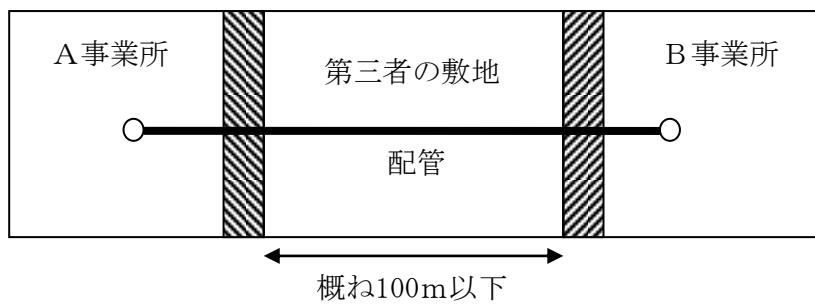
ア 道路にあっては、配管が横断すること。

イ 第三者の敷地にあっては、当該敷地を通過する配管の長さがおおむね100メートル以下のものであること。

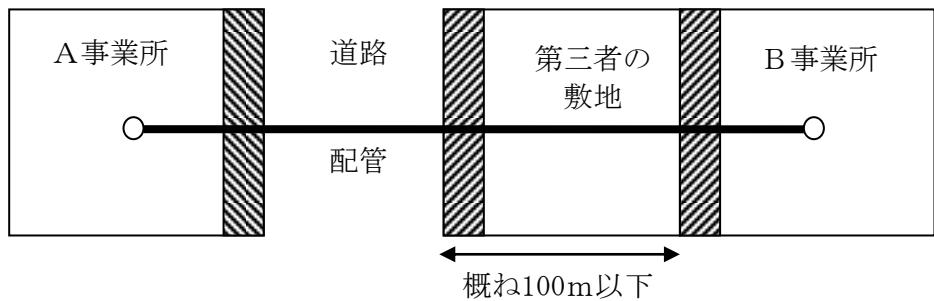
a



b



c



第21-1図 移送取扱所に該当しない例

2 許可数量の算定

- (1) 1日に移送する危険物の量の総計とすること。
- (2) 複数の配管で1の許可をしたものは、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とすること。